

2026年2月27日

住友商事株式会社  
代表取締役 社長執行役員 CEO  
上野 真吾 様

ミャンマー軍政支配下にあるミャンマー国営郵便・電気通信事業者との継続的提携に関する質問状

ジャスティス・フォー・ミャンマー  
メコン・ウォッチ  
アーユス仏教国際協力ネットワーク  
アジア太平洋資料センター(PARC)  
国際環境NGO FoE Japan  
日本国際ボランティアセンター(JVC)  
武器取引反対ネットワーク(NAJAT)

私たちは、日本企業による海外でのビジネスにおいて環境・社会的影響や人権への配慮がなされるよう政策提言活動を行っている日本とミャンマーの市民団体です。

貴社がミャンマー軍政に違法に支配されている国営通信事業者であるミャンマー国営郵便・電気通信事業者(MPT)との取引を継続していることについて、私たちは以前、貴社に対して個別に懸念を表明しました<sup>1</sup>。

2021年にクーデターを試みて以来、国の支配権を握ろうとするミャンマー軍は戦争犯罪や人道に対する罪を犯し、それについていっさい処罰を受けていません。ミャンマー軍による未遂クーデター以降、ミャンマー国内のインターネットは世界でもっとも制限されているものの一つになっています<sup>2</sup>。2025年には、軍政は見せかけの選挙を前にデジタル監視と検閲とを強化し、またインターネット上のコンテンツを管理しユーザーを監視するためにサイバーセキュリティ法を違法に制定しました。同時に、「選挙保護」法によって批判が犯罪化され、400人以上に対して法的措置がとられました。これにはインターネット上の活動を理由とするものも含まれます<sup>3</sup>。

2014年以降、現在では軍政支配下にあるミャンマー運輸通信省、住友商事株式会社、およびKDDI株式会社とが、合併企業である KDDI Summit Global Myanmar Co. Ltd. (KSGM)を通じてMPTを共同運営していると理解しています。MPTの通信事業へのサポート範囲を縮小する目的でKSGMがMPTとの契約を修正することに合意したとする公式声明を貴社が出したことは承知していますが、KSGMは現在もMPTへの投資を続けています<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> [https://www.mekongwatch.org/PDF/rq\\_20211018\\_Eng.pdf](https://www.mekongwatch.org/PDF/rq_20211018_Eng.pdf);  
<https://www.justiceformyanmar.org/stories/silk-road-of-surveillance>; <https://foejapan.org/issue/20210426/3583/>

<sup>2</sup> <https://freedomhouse.org/country/myanmar/freedom-world/2025>

<sup>3</sup>

<https://freedomhouse.org/country/myanmar/freedom-world/2025><https://www.hrw.org/news/2026/02/02/submission-to-foreign-affairs-defence-and-trade-references-committee-on-democracy>

<sup>4</sup> <https://www.sumitomocorp.com/en/mideast-africa/news/important/group/20250428>;  
[https://newsroom.kddi.com/news/detail/kddi\\_nr\\_s-34\\_3804.html](https://newsroom.kddi.com/news/detail/kddi_nr_s-34_3804.html)

貴社がこの共同事業への関与を継続していることをふまれば、貴社はMPTが軍政と共同で行なう監視や検閲に関連する人権への悪影響についても引き続き責任があります。

2025年9月、ジャスティス・フォー・ミャンマーの調査により、非合法であるミャンマー軍政と Geedge Networks とが中国の「グレートファイアウォール」の商用版の導入において重大な協力関係にあったことが明らかにされました。この協力により、軍政は市民の追跡、逮捕、拷問、殺害を行なうための前例のない能力を獲得しました<sup>5</sup>。ジャスティス・フォー・ミャンマーの報告書は、中国の広範な監視・検閲テクノロジーが、軍政のためにMPTのデータセンターで導入されたことを強調しています。

MPTは Geedge のシステムを最初に導入した事業者の一つでした。Geedge Networks が提供するハードウェアとソフトウェアにより、ネットワークトラフィックを個人レベルで追跡することが可能になり、ミャンマー軍は携帯電話契約者の活動を特定のセル識別子(セルID)と結びつけることによって、その契約者の地理的位置をリアルタイムで特定することができます。MPTの直接支援を得て、軍政は国の全域で人権活動家やジャーナリストや民間人を追跡、逮捕、拷問、殺害する能力を強化しました。

MPTが軍政による監視を助けたのは今回が初めてではありません。2020年には、イスラエルの監視請負企業である Cognyte Software Limited が、MPTに傍受スパイウェアを提供する契約を勝ち取りました<sup>6</sup>。

私たちは、貴社のMPTとの提携の継続が、OECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則のもとの人権基準に違反しており、軍政による国際犯罪の犯行を幫助する危険があることを深く懸念しています。すべての企業には人権を尊重する責任があり、したがって人権侵害を特定、予防、軽減、是正するために人権デューデリジェンスを実施する義務があります。企業は提携相手が責任を持って行動するように自らの影響力を活用し、改善が見られない場合には責任ある撤退を行なうべきです。

ご存知のとおり、スウェーデンのAP年金基金の倫理協議会は2023年6月に、戦争や紛争における重大な人権侵害に加担する「容認できないリスク」があることを理由にノルウェー政府年金基金グローバル(GPFG)による投資から貴社を除外するよう勧告しました。倫理協議会は、MPTとの提携が継続される限り、このリスクは「容認できないレベルにとどまる」と結論づけました<sup>7</sup>。

MPTが軍政のプロパガンダ用ウェブサイトホスティングサービスを提供していることにもご注目ください。そうしたウェブサイトには、軍政の情報省(moi.gov.mm)、インフォシート(infosheet.org)、ミヤワディ・ニュース(myawady.net.mm)、軍総司令官室(cincds.gov.mm)、国防省(mod.gov.mm)が含まれます。これらのサイトはミャンマー軍の広報手段として機能し、軍のプロパガンダや誤報やヘイトスピーチを全世界のユーザーに拡散します。貴社が軍政のプロパガンダ用インフラ維持に果たしている役割は、さらなる人権面の悪影響を引き起こし、緊急に対処すべき点です。

---

<sup>5</sup> <https://www.justiceformyanmar.org/stories/silk-road-of-surveillance>

<sup>6</sup> <https://www.justiceformyanmar.org/stories/israeli-surveillance-firm-cognytes-business-in-myanmar-exposed>

<sup>7</sup> <https://files.nettsteder.regjeringen.no/wpuploads01/sites/275/2024/03/Sumitomo-ENG.pdf>;  
<https://files.nettsteder.regjeringen.no/wpuploads01/sites/275/2024/03/KDDI-ENG.pdf>

貴社のミャンマー軍政支配下にあるミャンマー国営郵便・電気通信事業者との継続的提携は、ミャンマーの人びとだけでなく、その取引に起因する悪影響について国際法上の責任を問われる可能性があることから貴社や貴社の株主にもリスクとなります。軍政によるデジタル抑圧においてMPTが中心的役割を果たし続けていることが示しているとおり、貴社が人権問題について過去にMPTに働きかける取り組みを行っていたとしても、それらの取り組みはすべて失敗に終わったようであることを指摘します。

上記をふまえ、貴社のMPTとの提携について下記のとおり質問させていただきます。

- 貴社は、貴社のネピドー、ヤンゴン、マンダレーのデータセンターで、Geedge Networks (TSG: Tiangou Secure Gateway、Network Zodiac、Cyber Narrator を含む)のハードウェアおよびソフトウェア製品を用いた、ミャンマー運輸通信省のための大量監視および検閲の実行に貴社が関与していることを認識していますか？
- 人権リスクが増していることを受け、貴社は KSGM からの投資を引き揚げ、MPT との提携を終了させる予定はありますか？
- 軍政へのホスティングサービス提供について人権デューデリジェンスを実施しましたか？ 実施した場合、どのような結果が出ているのでしょうか？

お忙しいところ恐縮ですが、2026年3月30日までにご回答くださいますようお願い申し上げます。ご回答、または期日までにご回答いただけない場合はその事実を、送付団体のホームページで公開させていただきます。

本件に関するご回答・お問い合わせ先:

メコン・ウォッチ (担当:木口)  
〒110-0016 東京都台東区台東 1-12-11 青木ビル 3F  
電話: 03-3832-5034  
E-mail: [contact@mekongwatch.org](mailto:contact@mekongwatch.org)

ジャスティス・フォー・ミャンマー  
Yadanar Maung, Justice For Myanmar: [media@justiceformyanmar.org](mailto:media@justiceformyanmar.org)